

就学援助制度のお知らせ

仙北市教育委員会

仙北市では、経済的理由によって就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学校にかかる必要な費用の一部を援助する制度を設けております。

希望される場合は次の事項をよくお読みいただき、申請くださいますようお願いいたします。

※年度途中でも随時受付しております。

1 援助を受けることができる方

- 生活保護を受けている方
- 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活に困っていると市教育委員会が認定した方
※世帯の収入が仙北市の定める認定基準（生活保護基準の1.3倍）以下

基準例

【例1】母30代、小学生1人、賃貸住宅（家賃2万円）世帯の場合

基準額 2,374,507円

【例2】父40代、母30代、小学生2人、賃貸住宅（家賃2万円）世帯の場合

基準額 3,214,130円

【例3】父50代、母40代、高校生1人、中学生1人賃貸住宅（家賃2万円）世帯の場合

基準額 3,523,790円

なお就学援助認定基準となる収入額については、世帯員の人数や年齢、子どもの人数など、各世帯の状況により基準額が異なります。

今年になってから家庭事情の変動により世帯全体の所得が著しく減少するなどで困窮している場合は市教育委員会学校教育課へご相談ください。

2 援助の内容

学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、給食費、医療費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費

※年度途中の認定者は一部月割りの支給や支給対象外のものあります。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみの支給となります。

※仙北市市外に住所を有し、仙北市の小・中学校に就学している場合は、給食費と医療費のみの支給となります。

※医療費は学校保健安全法で定める疾病のみ対象となります。

学校病の種類・・・トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、濃疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病

3 申請について

【受付期間】 年度途中でも随時受付しております。
※認定された場合の認定月日は申請した月の初日からとなります。

【提出先】 仙北市教育委員会 学校教育課
(新規で申請される場合は、申請書提出の際に面談を行います。提出書類がそろいましたら、事前に電話にて来庁できる日をお知らせください。)

重要!⇒

【必要書類】

①	就学援助費支給申請書 申請書類は、教育委員会、各小中学校、各市民センター・出張所に備え付けております。 また、仙北市のホームページからもダウンロードできます。 生活保護を受けている方も申請が必要ですので、申請書を提出してください。
②	生計を一にする世帯員全員の前年分の収入を証明する書類(※世帯分離している世帯を含む)。 ・給与所得の源泉徴収票 ・公的年金等の源泉徴収票 ・確定申告書・市県民税申告書(控)の写し (収入0円の方も市・県民税の申告をお願いします。※18歳未満の被扶養者を除く) ・障害者年金・遺族年金・失業手当などの非課税所得がある場合は、その額を証明する書類 ※養育費などの聞き取りも行っています。
③	児童扶養手当証書の写し
④	特別児童扶養手当の受給のわかるもの(認定通知書の写しなど)
⑤	求職中の方は「ハローワークカード」の写し
⑥	障害者手帳3級以上をお持ちの方はその写し

4 認定について

申請書提出後に内容を精査し、認定・否認定を文書でお知らせいたします。

就学援助費は保護者の指定した口座に振込となりますが、学校長を通じて現金支給する場合があります。認定された場合は、認定通知書と一緒に委任状を送付しますので、学校を通じての委任状(口座の届出も兼ねる。)を教育委員会へ提出していただきます。

問い合わせ 仙北市角館町上野18 角館上野庁舎1階

仙北市教育委員会 学校教育課 電話43-3382